福島県映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドライン

福島県興行生活衛生同業組合 監修・協力 福島県生活衛生営業指導センター 福島県食品生活衛生課

> 令和 2 年 5 月 2 9 日 令和 2 年 9 月 1 9 日改訂

今年 1 月に国内初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから瞬く間に全国各地に広がり、4 月 15 日に 47 都道府県を対象に国が発令した緊急事態宣言を受けて、本県でも不要不急の外出自粛や各種の事業者を対象とした営業自粛要請が出されたが、その中でも映画館に関しては、密閉された空間において多数のお客様が長時間にわたって滞在することになるため、いわゆる三密(密閉、密集、密着)状態を形成しやすい業態であるとして、休業要請の対象とされた。

その後、5 月 14 日に国が本県の緊急事態宣言を解除したのを受けて、本県では翌 15 日から緊急事態措置が解除されたものの、新型コロナウイルスそのものは未だ駆逐されていないため、引き続き徹底した感染防止対策が求められている。

とりわけ、映画館については不特定多数のお客様が利用される施設であり、お客様 同士やお客様と従業員とが近接するため、相互感染のリスクが高くなることから、そ の対策を図るために本ガイドラインを策定する。

なお、本ガイドラインについては、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて 随時見直すこととする。

1 施設内の対策について

- ① 始業前にはアルコール消毒液等(次亜塩素酸溶液を薄めたものでもよい)で従業員やお客様が手を触れる場所(ドアノブ、出入り口扉、受付カウンター、客席用椅子及びひじ掛け、待合椅子、場内の階段の手すり等)をふき取ること。
- ② トイレはお客様も従業員も使用するため、便座、洗浄用ハンドル、蛇口ハンドル、照明用スイッチ等については一定時間ごとにアルコール消毒液等でふき取ること。(次亜塩素酸水溶液でふき取る場合は金属を腐食させることもあるので、必ず濡らしたタオル等で後拭きすること)
- ③ 会計用のレジについては複数の従業員が手で触れるため、アルコール消毒液等で定期的に拭いておくこと。
- ④ 密閉状態を避けるため、館内の換気装置を常時作動させておくほか、幕間には入り口扉を開放し、換気を行うこと。
- ⑤ 上映前後に出入り口付近が混雑することを避けるための対策を講ずること。例えば、行列ができるのを避けるために入場開始時間を前倒しし、ゆとりをもって入場できるように配慮するなどしてお客様が入口に殺到することを防ぐほか、上映終了後にお客様が出口に殺到することを避けるために、場内階段は一定間隔でステップ面に目印をつけるかカラーテープを張り、行列ができた場合でもお客様同士の間隔が保てるようにすること。
- ⑥ ロビーや休憩スペースでは対面での会話や飲食を避けるため、テーブルやイス の配置を工夫すること。(間隔を空けるか互い違いに配置する)
- ⑦ 入口に非接触式の検温計を常備しておき、お客様の入館時に体温測定を実施すること。発熱症状が見られたお客様に対しては検温結果をお知らせした上で、入館をご遠慮いただくよう説明すること。
- ⑧ 映画館の入り口付近には消毒用アルコールを備えること。
- ⑨ 対面でチケット販売を行う場合、可能な範囲でアクリル板やビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。また、会計を行う場合には現金の直接のやり取りを避けるため、釣り銭トレーを介して行うこと。(できればキャッシュレス決済も検討する)

- ⑩ 自動券売機でチケット販売を行う場合、定期的にボタン等をアルコール消毒液等でふき取ること。
- ① 幕間の時間を十分に取り、この間に館内の清掃を行うほか、客席用椅子及びひじ掛け、待合椅子、場内の階段の手すり等のふき取りを行う。 なお、清掃作業を行う際には手袋およびマスクを着用すること。集めたごみはポリ袋に入れた上で口を閉じて保管しておき、適宜廃棄すること。
- ② 1日の業務終了後は管内の清掃を行い、客席用椅子及びひじ掛け、待合椅子、場内の階段の手すり等のふき取りを行った上で、最後にドアノブや照明スイッチをアルコール等で消毒し、自らの手指消毒を行った上で施設の施錠をすること。

2 お客様にお願いすること

- ① マスク着用での入館をお願いすること。なお、上映中もマスクを着用していた だくこと。
- ② 発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方など新型コロナウイルス感染症に感染している恐れのある方は入館を御遠慮いただきたいこと。
- ③ 入館された時に、店内に備え付けてある消毒用アルコールで手指消毒を行って もらうこと。
- ④ 館内では大きな声で話すことを控えてもらうこと。(館内放送等で要請するほか、館内の目につきやすいところにポスター等を掲示すること)
- ⑤ 館内ではソーシャルディスタンスの確保に協力してもらうこと。(入退場時に 行列ができる場合には前後の間隔を空けてもらうようにアナウンスすること)
- ⑥ 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードに協力してもらうこと。

3 従業員の健康管理の徹底について

- ① 従業員(作業に従事する者)の検温を行い、発熱や感冒症状がある場合には、自宅待機をさせること。
- ② 更衣室を使用する場合には、密集状態を避けるため交代で使用させること。
- ③ 従業員の休憩時間が重ならないよう配慮するほか、食事の時間も交代でとるようにすること。

4 上映中に感染が疑われる方が発生した場合の対応策

- ① 感染が疑われる方が上映中に発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ② 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を講じた上で対応すること。
- ③ 速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従うこと。

<留意事項>

本ガイドラインに示した対策のほか、厚生労働省新型コロナウイルス感染症関係通知等及び全国興行生活衛生同業組合連合会作成「映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日策定令和2年8月20日改訂)を参考に対策を講じること。